

平成28年（行ウ）第49号，同第134号，同第157号

高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

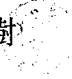




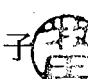



原告 河田昌東 ほか110名







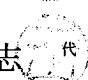



被告 国（処分行政庁 原子力規制委員会）

文書提出命令申立書に対する意見書

令和3年7月19日

名古屋地方裁判所民事第9部A2係 御中

| | | | |
|---------|-----------|-----------|---|
| 被告訴訟代理人 | 弁護士 | 岩 淵 正 樹 |  |
| 被告指定代理人 | 部 付 | 小 川 徹 |  |
| | 部 付 | 平 山 裕 也 |  |
| | 上席訟務官 | 若 林 敬 洋 |  |
| | 訟 務 官 | 大 山 圭 太 |  |
| | 訟 務 官 | 牧 田 加 奈 子 |  |
| | 環 境 事 務 官 | 布 村 希 志 子 |  |
| | 環 境 技 官 | 鶴 園 孝 夫 |  |
| | 環 境 技 官 | 小 林 勝 |  |

| | | | | | |
|-------|---|---|---|----|---|
| 環境事務官 | 柴 | 田 | 延 | 明 |  |
| 環境事務官 | 湊 | 田 | 祐 | 介 |  |
| 環境事務官 | 前 | 澤 | い | ずみ |  |
| 環境事務官 | 坂 | 上 | | 陽 |  |
| 環境事務官 | 大 | 城 | 朝 | 久 |  |
| 環境事務官 | 仲 | 村 | 淳 | |  |
| 環境事務官 | 後 | 藤 | 堯 | 人 |  |
| 環境事務官 | 藤 | 田 | 悟 | 郎 |  |
| 環境事務官 | 上 | 村 | 香 | 織 |  |
| 環境技官 | 吉 | 田 | 匡 | 志 |  |
| 環境技官 | 田 | 上 | 雅 | 彦 |  |
| 環境事務官 | 井 | 藤 | 志 | 暢 |  |
| 環境事務官 | 小 | 久 | 保 | 舞 |  |
| 環境事務官 | 村 | 田 | 太 | |  |
| 環境事務官 | 村 | 川 | 正 | 徳 |  |
| 環境技官 | 田 | 口 | 達 | 也 |  |
| 環境技官 | 正 | 岡 | 秀 | 章 |  |
| 環境技官 | 大 | 浅 | 田 | 薫 |  |
| 環境技官 | 小 | 林 | 源 | 裕 |  |

被告は、原告らの被告に対する令和2（2020）年7月13日付け文書提出命令申立書（以下「本件申立書」という。）に基づく文書提出命令の申立て（以下「本件申立て」という。）に対し、以下のとおり意見を述べる。

なお、略語等は、本意見書で新たに定めるもののほか、従前の例による。

第1 意見の趣旨

原告らの本件申立ては、これを却下するよう求める。

第2 意見の理由

1 本件申立ての要旨

本件申立ては、原告らが、証すべき事実を「高浜原発1号機・2号機の運転期間延長認可処分の際に審査が行われる中性子照射脆化の問題について、被告原子力規制委員会の審査過程に過誤欠落があること」として、民事訴訟法220条4号に基づき、被告に対し、後記(1)ないし(4)の各文書（以下「対象文書」という。）の提出を求めるものである。

(1) 「高浜原発1号機・2号機における、各試験回次（原子炉容器内に装荷されることなく試験が行われたものも含む）ごとの、中性子照射量、シャルピー試験、破壊靱性試験、引張り試験、落重試験等の監視試験の際に得られた実測データが記載された文書」（以下「対象文書1」という。）

対象文書1は、本件運転期間延長認可処分の審査における、原子炉容器の中性子照射脆化における加圧熱衝撃（PTS）評価に関し、参加人により実施された監視試験により得られた実測データ（以下「本件原データ」という。）が記載された文書であると解される。

(2) 「上記1の監視試験片が採取された部位（母材、溶接金属、熱影響部等）、同試験片が含有する元素の濃度等の化学分析値を記載した文書」（以下「対象文書2」という。）

対象文書 2 は、監視試験の際に監視試験片が採取された部位、同試験片が含有する元素の濃度等の化学分析値を記載した文書であるところ、審査に用いられた劣化状況評価書（丙 C 第 1 4 号証、丙 C 第 1 5 号証）や補足説明資料（丙 C 第 1 6 号証）との関係では、これらに記載された試験結果の基となったデータが記載された文書の提出を求めるものと解される。

- (3) 「上記 1 の試験による実測データ，主にはシャルピー試験等の実測データを基にして，関連温度（ないし脆性遷移温度）を導き出した過程及びその結果が記載された文書」（以下「対象文書 3」という。）

対象文書 3 は、対象文書 1 に記載された本件原データを基にして、関連温度（ないし脆性遷移温度）を導き出した過程及びその結果が記載された文書であるところ、審査に用いられた劣化状況評価書（丙 C 第 1 4 号証、丙 C 第 1 5 号証）や補足説明資料（丙 C 第 1 6 号証）との関係では、これらに記載された試験結果の基となったデータないし計算過程等が記載された文書の提出を求めるものと解される（ただし、関連温度の上昇量〔移行量〕である $\Delta R T_{NDT}$ 実測値がシャルピー衝撃試験によって得られたデータそのものでないことは、被告第 2 4 準備書面第 2 の 3 (2) イ・2 3 ページで述べたとおりである。）。

- (4) 「各原発の破壊靱性値（中略）を，上記 1 の実測データないし上記 2 の数値から導き出した過程及びその結果が記載された文書」（以下「対象文書 4」という。）

対象文書 4 は、対象文書 1 又は同 2 に記載されたデータないし計算過程等を基にして、本件各原子炉の破壊靱性値を導き出した過程及びその結果が記載された文書であるところ、審査に用いられた劣化状況評価書（丙 C 第 1 4，第 1 5 号証）や補足説明資料（丙第 1 6 号証）との関係では、これらに記載された試験結果の基となったデータないし計算過程等が記載された文書の提出を求めるものと解される。

2 被告は対象文書をいずれも所持していないこと

(1) しかしながら、対象文書は、いずれも法令等により被告が所持することが想定されておらず、実際にも被告は対象文書を所持していない。

すなわち、被告第19準備書面第1（4ないし7ページ）及び被告第21準備書面第3の7（30ページ以下）等で述べたとおり、原子力規制委員会は、事業者の各種許認可申請の審査に際し、法令上、その申請内容を導く試験データ等といった技術的根拠の全てについて、逐一確認する義務は負っていない。原子炉等規制法等は、原子力規制委員会が試験データ等を逐一確認するのではなく、事業者に品質保証体制を確立するよう要求することによって、あらかじめ申請者（事業者）において、許認可申請の基となる試験データ等を適正に収集させ、申請内容の信頼性が一定程度担保されることを前提として、原子力規制委員会における審査は、専ら申請内容の審査に注力させることで、充実した審査を実現し、もって適正な判断に資するように規定されている。そして、例外的に、審査に際して申請の記載内容を導く試験データ等の正確性に疑義が生じた場合など、専門的技術的知見からその正確性を確認する必要があると判断される場合に限り、試験データ等の確認を行うとすることで、充実した審査を実現し、適切な判断、ひいては安全確保を図ることとしたものである。

被告第24準備書面第6の4（82ないし84ページ）及び被告の令和3年7月19日付け第25準備書面（以下「被告第25準備書面」という。）第2の2(2)（33及び34ページ）で述べたとおり、本件運転期間延長認可処分審査において、参加人の提出した試験データの正確性に疑義が生じるなどといった例外的な事情はなかったことから、原子力規制委員会は、参加人から提出された申請書等に記載された内容以外の試験データ（本件原データを含む。）を確認する必要はなかったのであり、上記審査の過程において、参加人から本件原データ等が記載された書面の提出は受けてい

ない。

そのため、被告は、対象文書を所持しておらず、対象文書につき、民事訴訟法220条に規定する「文書の所持者」に当たらない。

(2) なお、念のため付言するに、本件運転期間延長認可申請に対する審査に際し、原子力規制委員会が参加人から受け取った書面中には、原告らが求める本件原データ等の一部が記載されている箇所があるものの、これらは全て公開されている。

例えば、対象文書1のうちの監視試験片の中性子照射量については、参加人が提出した補足説明資料（丙C第16号証）3及び19ページなどに、対象文書2のうちの監視試験片が採取された部位及びその化学分析値については、同資料2及び4ページなどに、対象文書3のうちの関連温度の算出過程及び結果については、同資料27ないし29ページなどに、対象文書4のうちの破壊靱性値の算出過程及び結果については、同資料38及び74ページなどにそれぞれ記載されている。そして、この補足説明資料（丙C第16号証）は、劣化状況評価書（丙C第14号証及び同第15号証）を補足するものであるところ、これらは全て一般に公開されており、本件訴訟においても書証として既に提出されている。

そうすると、被告が所持する文書である前記補足説明資料（丙C第16号証）については、これが対象文書1ないし同4に一部該当するとしても、既に公開されている事項を記載した文書に係る申立てであるから、民事訴訟法221条2項の「書証の申出を文書提出命令の申立てによってする必要がある場合」に当たらない。

3 研究目的により借用した監視試験データは既に返却されていること

(1) 原告らの主張

原告らは、被告が公開する「監視試験データ等の借用に関する電気事業者との面談」議事録（本件申立書添付書類1及び2）によれば、被告が参

加人を含む電気事業者らから「監視試験データ」（以下、上記議事録に記載された「監視試験データ」を「本件借用監視試験データ」という。）を借用した旨が記載されていることからすれば、被告は、現時点においても、本件借用監視試験データが記載された文書を所持している可能性があると主張する（本件申立書第5の2・4ページ）。

(2) 被告の反論

ア 本件借用監視試験データの借用状況について

原子力規制庁が電気事業者らから本件借用監視試験データを借用したのは、原子力規制庁において科学的知見のブラッシュアップのために行っている研究（正確には、原子力規制庁からJAEA〔国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕に研究を委託して実施している研究。以下「委託研究」という。）に使用するためである。

そのため、原子力規制庁においては、本件借用監視試験データについては委託研究以外の目的に使用しないことや、委託研究が終了した場合には速やかにこれを返却（転記したデータの消去を含む。）することが義務付けられていた。

また、原子力規制庁は、委託研究に使用する目的で、平成28年度中（本件申立書添付資料1参照）及び平成29年度中に本件借用監視試験データを借用していたものの、平成30年度については、本件申立書添付資料2の記載（「監視試験データの借用形態の変更」）にもあるとおり、

*1 もっとも、原子力規制庁が借用したデータは、原告らが要求するデータのうち、中性子照射量並びに「監視試験の際に得られた実測データ」として扱えるものとして、照射温度、照射速度、関連温度初期値、関連温度移行量及び監視試験片の元素の科学分析値のみであり、それ以外のものについては借用していない。

原子力規制庁が電気事業者から借用するのではなく、JAEAが電気事業者から直接借用するという形態に変更されている。そのため、原子力規制庁は、遅くとも平成30年4月1日以降、本件借用監視試験データを所持していない。

イ 本件借用監視試験データは電気事業者らに返却済みであること

行政機関である原子力規制庁においては、会計年度独立の原則（単年度予算主義）により、各会計年度の歳出はその年度の歳入をもって支弁すべきこととされ、特定の年度内における収支を実現する必要があるため（財政法12条参照）、委託事業である委託研究についても基本的には年度末により終了となる。

JAEAに対する委託研究についても同様であり、本件借用監視試験データの借用期限は、各年度末とされていた。そのため、平成28年度中の借用については平成29年3月末までに、平成29年度中の借用については平成30年3月末までに、それぞれ電気事業者らに返却している。なお、平成30年度中の借用については、上記のとおりJAEAが借用しているところであるが、監視試験データは平成31年3月末までに返却されたものと認識している。

ウ まとめ

以上のとおり、被告は、本件借用監視試験データを所持していないから、原告らの前記(1)の主張は前提を欠くものというほかない。

4 対象文書の証拠調べの必要性を欠くこと

- (1) 前記1のとおり、原告らは、対象文書により証すべき事実を「高浜原発1号機・2号機の運転期間延長認可処分の際に審査が行われる中性子照射脆化の問題について、被告原子力規制委員会の審査過程に過誤欠落があること」として本件申立てをしているものであるが、本件運転期間延長認可処分における中性子照射脆化に関する原子力規制委員会の審査過程に具体

的にどのような過誤、欠落があることを立証しようとするものであるかは明らかにしていない。もっとも、本件申立書における「原データから正しく評価された結果が、参加人の申請書における結果と一致しないということが判明した場合には、その結果が基準を満たしていないのであれば言うまでもなく、仮に基準を満たしていたとしても、計算結果が異なることを被告が見落としていたこと自体が、処分庁による審査過程に過誤欠落がないことの重要な評価障害事実となる」との記載（本件申立書第5の1(2)・3ページ）からすれば、結局のところ、原告らは、本件原データによる原告ら独自の計算結果と参加人の申請書における評価結果を比較して、原子力規制委員会の審査過程に過誤、欠落がある旨を主張しようとするものと解される（原告ら準備書面(56)第1の3(5)・4ページも参照）。

- (2) しかしながら、前記2(1)のとおり、原子力規制委員会は、本件運転期間延長認可処分の審査に際し、参加人から本件原データが記載された文書の提出を受けておらず、本件原データから参加人の申請書記載の評価結果が導かれるかについては確認していない。そのため、原子力規制委員会は、本件原データに基づく評価結果と参加人の申請書記載の評価結果を比較して両者が合致することを確認したという判断をしておらず、当然のことながら、当該判断の過程も存しない。

この点、伊方最高裁判決は、「現在の科学技術水準に照らし、右調査審議（引用者注：原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会専門技術的な調査審議）において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである」と判示しており、原

子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会（いずれも当時）の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤，欠落があるか否か等を検討すべきとしている。そうすると，前記のとおり，本件原データに基づく評価結果と参加人の申請書記載の評価結果を比較して両者が合致することを確認したという原子力規制委員会の判断過程がそもそも存しない本件においては，当該判断過程に過誤，欠落があるかを検討すること自体がおよそ当を得ないものであり，原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理，判断は，原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会（いずれも当時）の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであるとした上で，裁判所は，上記委員会を含む行政庁の判断及び判断過程に看過し難い過誤，欠落があるかどうかを審査するとした伊方最高裁判決の判断枠組みからも逸脱することとなる。

(3) 原告らは，前記(1)のとおり主張する一方で，本件訴訟において，原子力規制委員会が本件運転期間延長認可処分の審査に際して参加人に対して本件原データの提出を求めなかったこと自体をもって，これが同審査の過程における過誤，欠落に当たるとも主張しており（原告ら準備書面(60)等）；これに対し，被告は，法令上，原子力規制委員会には前記審査において本件原データを確認する法的義務はなく，前記審査の過程に過誤，欠落はないと主張している。そうすると，本件原データに関しては，その提出を参加人に求めなかった原子力規制委員会の判断の過程に看過し難い過誤，欠落があるかどうかという観点から検討されるべきであり，これが伊方最高裁判決の判断枠組みにも即した適切な争点設定といえる。そして，このような争点設定の下では，本件原データを証拠として取り調べる必要性はおよそ見出し難い。

(4) したがって，本件申立てについては，証拠調べの必要性も認められない。

第3 結語

以上のとおり，本件申立ては，被告が対象文書を所持していない上，証拠調べの必要性も認められないから，速やかに却下されるべきである。

以 上